

令和 6 年度 指名停止業者一覧表
指名停止対象業者及び状況説明書

令和 7 年 1 月 10 日 現在

番号	指名停止理由	有資格業者名	決定日	措置期間	適用条項	工事	コンサル	備考
1	佐伯簡易裁判所において、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反により罰金の刑に処され、令和6年6月28日にその刑が確定している。このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、令和6年9月18日、大分県知事から指示処分を受けたため。	佐伯建工株式会社	令和6年9月24日	1 ヶ月 令和6年9月25日 から 令和6年10月24日 まで	別表第 2 措置要件 (9)	○		佐伯市大字海崎842-12
2	民間発注の建具工事2件において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにも関わらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。このことは、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、令和6年12月12日、大分県知事から指示処分を受けたため。	ナカノス建設工業株式会社	令和7年1月10日	1 ヶ月 令和7年1月11日 から 令和7年2月10日 まで	別表第 2 措置要件 (9)	○		大分市大字三佐988
3								
4								
5								
6								